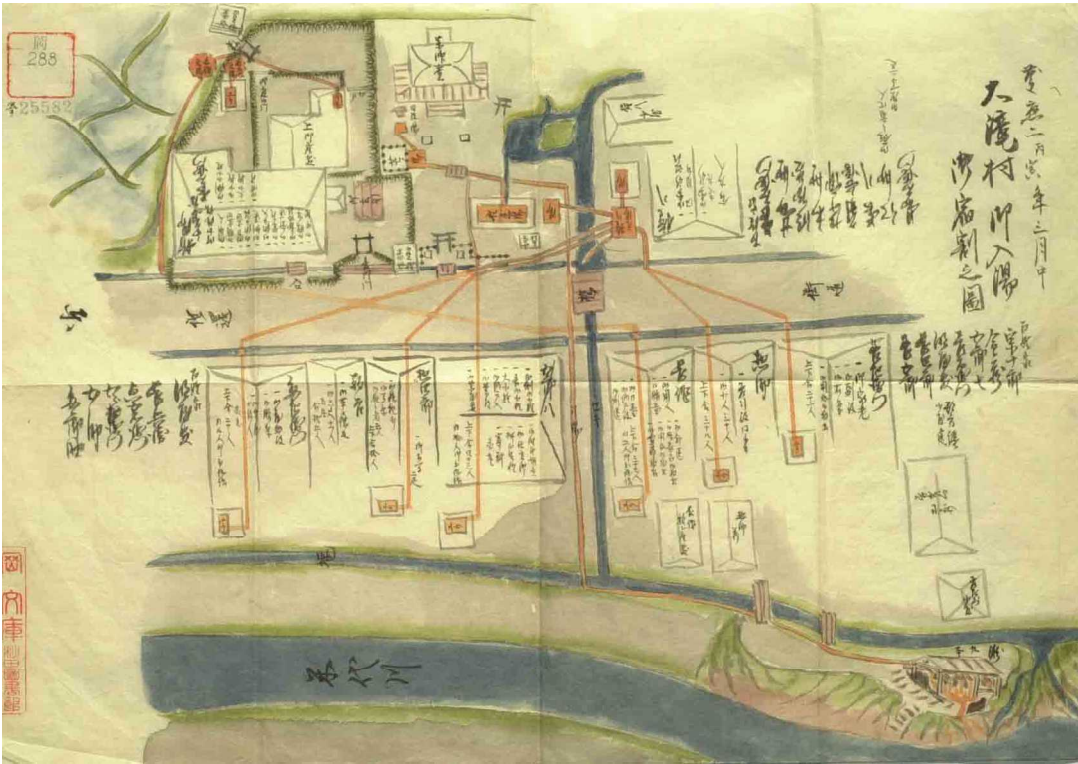


慶応二年 佐竹義堯の大滝温泉湯治

古文書倶楽部



【発行】

秋田県公文書館

古文書班

2007.8

第17号

温泉ブームの昨今。今回は、秋田藩主・佐竹義堯よしたかの大滝温泉おおたき（現・大館市十二所）の湯治を取り上げてみました。百四十年前秋田の殿様が浸かった湯に思いを馳せご覧ください。

慶応二年（一八六六）年三月十四日、秋田藩最後の藩主佐竹義堯は大滝温泉へ湯治の旅に出かけます。翌慶応三年には大政奉還、更に慶応四年には東北戊辰戦争が勃発するなど緊迫した時期でしたが、体調不良に悩む佐竹義堯は、家老戸村十太夫・用人根岸鞆負・膳番岡百八以下五十六名の藩士とその従者を率い、三月十七日～四月九日に大滝温泉で湯治を行いました。

藩主の入湯ということで二月二十二日には一般客の入湯が禁止され、町は完全に貸し切り状態になります。

上の絵図は「大滝村御入湯御宿割之図写」（岡288）で、藩主一行の分宿の様子が分かります。これによると、藩主は薬師堂隣り千葉屋長右衛門宅の上御座敷、家老の戸村十太夫は絵図右下の膳左衛門宅、根岸鞆負・岡百八ら藩主側近は膳左衛門宅から一軒はさんだ長作宅に分宿しています。

面白いのは、この絵図には三ヶ所の源泉と各屋々へ繋がっている湯の配管が描かれていることです。「藩主が泊まっている長右衛門宅と同じ湯に入ったのは誰だ？」と配管を目で追うと、藩主側近が泊まっている長作宅に繋がっていることが分かります。

「義堯公御入湯記録」（AS 209 283）によると、藩主の入浴は最初の五日は一日二回、それ以降は三回とのこと。

大滝温泉のお湯は硫酸塩・塩化物泉で、冷え性、神経痛、皮膚病などに効くとのこと。秋田藩主癒しの湯加減はいかに？

佐竹義堯の足跡を訪ねてみては！

（畑中康博）

先祖調べから歴史学へ

第三講 系図を調べる

秋田藩では江戸時代を通して何回か藩士に対して自分の持っている古文書や系図の提出命令を出します。このうち大規模に行われたのが元禄九年(一六九六)八月と文化二年(一八〇五)一月に打ち出された文書提出命令で、藩庁では集まった古文書や系図を書写しました。

秋田県公文書館所蔵の秋田藩士の系図五四九四点はこの時に書写されたものです。

平成十三・十四年、当館では『系図目録』

『系図目録』を刊行しており、系図を調べる場合は大いに参考になります。

『系図目録』は次のように三部に分かれています。

- 部 佐竹宗家・一門、引渡・廻座の七八家
- 部 諸士系図(石井家からイロ八順で陶家まで)・佐竹分流系図(酒出家・今宮家など)・陪臣系図(佐竹一門と分流の陪臣)に収録されている一二七五家
- 部 部に未収録の文化期以前の系図(青柳家からあいうえお順で和東家まで二二一家五五九点)

また『系図目録』は文化期に提出された系図が収録され、愛沢家からあいうえお順で和知家まで五七七家、一八三二点納められています。

この『系図目録』を使いこなすことに

より、中世文化年間に至る秋田藩士の出自や名前を押さえることができます。

しかし、文化年間以降秋田藩では藩士の系図調査を行っていないので、幕末に至る約六十年間の系図はありません。いわば系図の空白期が幕末なのです。この空白を補う史料として明治六年「土族卒明細短冊」があります。詳しくは次号『古文書倶楽部』で取り上げます。

(畑中康博)

古文書ごぼれ話

猪のはなし

「今年は亥年。今回は猪の話しよう」

昔は旧暦十月の亥の日を「いの子の日(げんぢゅ)」と言い、その日の亥の刻(午後十時頃)に新穀で搗いた餅を食べ収穫を祝いました。とりわけ武士社会では毎年の重要行事として盛んに行われていました。

猪の肉は「牡丹」または「山鯨」とも呼ばれ、昔から猪鍋にして賞味されています。

こうした食文化を支えた猪は、反面農家にとつては憎き敵でした。

現在田畑の農作物を荒らす動物と言えば猿や羚羊を思い浮かべますが、江戸時代には種時き時期や収穫期に村里に降りてきて盛んに食い荒らす鹿や猪が害獣の代表格でした。

それゆえ古文書には、村々が秋田藩から鉄砲を借用して駆除した様子がよく書かれています。

現秋田市新屋の「新屋肝煎文書 口上書 巻三」(A214・5 80 3)を見ると、寛延三

年(一七五〇)八月に秋田藩に提出した文書には「当春中より猪獅子彫 敷出候而、苗代踏荒申二付」鉄砲の借用願いを提出したが借用できなかったため、夏中には畑が掘り返され「毎夜田畑へ参候 而番等致候得共ふせぎかね、此頃八稻出候而八かみちらし、何共可致様無御座候而百姓共迷惑仕候」と、新屋村と石田坂村で再度の鉄砲借用の願書を提出しています。

現秋田市雄和女米木の「藤原文書」(『雄和町史料集』3 雄和町教育委員会)には、宝暦十二年(一七六二)に藩へ近村の村々が連名で提出した猪除けの鉄砲借用願いと、同十二年の借用延期願いの文書が掲載されています。

また「藤原文書」明和四年(一七六七)七月の文書に「当春中鹿威し御鉄砲奉願 上候 処ニ、豊巻村・石田坂村・山村・相川村・戸賀沢村・女米木村右六ヶ村江八挺例年之通り早速拜借仰付」だが、そろそろ「稲も出穂二罷成体二鹿も余計二而、田畑共二符人共防キ兼」るので、稲刈り過ぎまで鉄砲を借用したいと願っている一文があります。

これを見ると鉄砲の貸し出しは、春は春、秋は秋の期限付きだったことが分かります。

このように猪や鹿は農民にとつての大害獣でしたが、明治以降に出没したという話は聞いたことがありません。恐らく江戸時代に絶滅したと考えられます。その意味で江戸時代の害獣駆除は徹底していたと言えます。(嵯峨稔雄)